

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6228-8755 まで!

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

## 配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

平成 30 年 1 月 1 日より、所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されます。

**配偶者控除とは**…**納税者**(便宜上「夫」とします。以下同様。)に、所得税法上の扶養の範囲内の**配偶者**(「妻」)がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられ、「夫」の税負担が軽減される制度です。

**配偶者特別控除とは**…「妻」に一定の金額を超える所得があるため、「夫」が配偶者控除の適用が受けられないときでも、「妻」の所得金額に応じて、「夫」は、段階的に所得控除が受けられる場合があります。

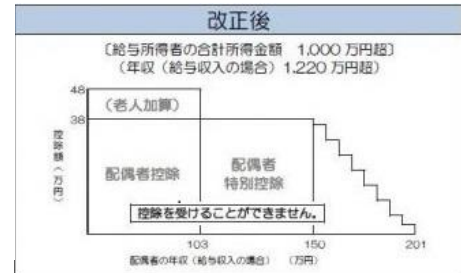


**<改正点1> 「夫」の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることができなくなります。**

■改正前 配偶者控除を受ける「夫」の**所得制限なし・「妻」の年収 103 万円以内**



■改正後 「夫」の**所得が 900 万円**を超えると、3 段階で控除額が減り、「夫」の**所得が 1,000 万円**を超えると、「妻」の年収が 103 万円以内であっても、配偶者控除および配偶者特別控除は受けられない



⇒**所得 900 万円(≒年収 1,120 万円)を超える高所得者はご注意ください。**

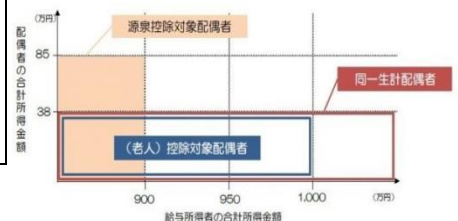
- ・今まで配偶者控除を受けていた場合、来年1月より所得税が上がる可能性があります。
- ・給与計算担当の方は、所得金額が 900 万円(≒年収 1,120 万円)を超える高所得者がいらっしゃる場合、来年 1 月に支払う給与より、配偶者控除を外して計算していただくと、年末調整時に不足額が発生しないと思われます。
- ・なお、「夫」の所得金額が **900 万円を超え 1,000 万円以内**、「妻」の年収が **201 万円(改正前は 141 万円)** までであれば、申告することにより、段階的な配偶者特別控除は受けられます。

**<改正点2> 「税法上扶養1」とカウントできる扶養の範囲が変わります。**

■改正前 「夫」の**所得制限なし・「妻」の年収 103 万円以内**  
(右の表「同一生計配偶者」)



■改正後 「夫」の**所得金額 900 万円以内・「妻」の年収 150 万円以内**  
(右の表「源泉控除対象配偶者」)



⇒**給与計算担当の方・パートの方はご注意ください。**

- ・給与計算担当の方は、来年 1 月に支払う給与より、源泉徴収税額表における扶養人数のカウント方法が変わります。
- ・また、現在「103 万円の壁」を意識されていたパートの方であっても、来年より**年収 103 万円を超え 150 万円以内**であれば、申告することにより、「夫」は満額の配偶者特別控除を受けられます。さらに **150 万円を超え 201 万円まで**であっても、段階的な配偶者特別控除が受けられますので、申告が必要になります。
- ・ただし「妻」自身の所得税は、今まで通り 103 万円を超えると発生し、社会保険の扶養を外れる「130 万円の壁」は変わらないので、ご注意ください。【国税庁・財務省より】

★なお、今年の年末調整は、今まで通りとなります。ご不明点がありましたら、弊所までお問合せください。

☆☆☆ 事務所研修のため、下記の期間を休業致します ☆☆☆

誠に勝手ながら、**9 月 29 日(金)**を休業とさせていただきます。  
ご不便をおかけしますが何とぞよろしくお願い申し上げます。